

◎新潟県告示第949号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和2年8月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン（通称名： α -P i H P、 α -P H i P）及びその塩類
- (2) N- { 1- [2- (フラン-2-イル) エチル] ピペリジン-4-イル } -N-フェニルプロパンアミド（通称名：F u r a n y l e t h y l f e n t a n y l、F U E F）及びその塩類
- (3) 2- (2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル) -2-メトキシエタンアミン（通称名：B O D、 β -M E T H O X Y - 2 C - D）及びその塩類
- (4) N-フェニル-N- [1- (2-フェニルエチル) ピペリジン-4-イル] -2-メチルプロパンアミド（通称名：I s o b u t y r y l f e n t a n y l）及びその塩類
- (5) [1- (シクロヘキシルメチル) -1H-インドール-3-イル] (4-メトキシナフタレン-1-イル) メタノン（通称名：C H M - 0 8 1）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和2年8月27日